



# 『季節の宅配便』

種苗法が変わります！



じかぞうしょく

大きな改正ポイントは2つ。今回はそのひとつ、「生産者の自家増殖の制限」について、わかりやすく解説します。

## ☆ 自家増殖ってなんだろう？

★ 生産者が、購入した登録品種の種から得られた収穫物から種を取ったり、苗木から株分けやさし木によって増やすことを自家増殖といいます。



## ☆ これまでは？

★ 一部の植物や例外をのぞき、自家増殖に制限はありませんでした。

## ☆ いつから？どのように？

★ 自家増殖の制限は、**令和4年4月1日**から始まります。それ以降は、基本的にすべての登録品種の自家増殖には許可が必要になります。

自家増殖を許可された登録品種は、カタログや種子の袋などに自家増殖してもいいことが明示されます。

## ☆ 家庭菜園での自家増殖は？

★ 自分の家の家庭菜園でのみ登録品種を栽培する場合には、**自家増殖の制限はありません**。でも、自家増殖した登録品種の種子や苗を他人にあげてはダメなんです。

ポイント！  
令和4年4月から

ポイント！  
家庭菜園はOK